

岐阜県公報

号外(一) 平成二十五年二月二十八日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十四年六月一日から同年十一月三十日まで執行した定期監査の結果に関する報告(年間総括)を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年二月二十八日

岐阜県監査委員	小川恒雄
岐阜県監査委員	森正弘
岐阜県監査委員	鶴飼誠
岐阜県監査委員	石井直子
岐阜県監査委員	藤良寛

第1 平成24年度定期監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査対象機関のすべてに対し定期監査を実施した。

監査対象機関に対し、質疑を行い当周の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。

このうち、130機関において56件の指摘事項、127件の指導事項及び1機関において1件の本課検討事項が認められたので、是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 監査期間

平成24年6月1日から同年11月30日まで

目次

監査委員告示

平成二十四年度定期監査の結果に関する報告の公表	(監査委員)	一
行政監査の結果に関する報告の公表	(同)	六
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(同)	一〇
平成二十四年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(同)	一六
住民監査請求に係る監査の結果の公表	(同)	一九

<p>2 監査対象機関</p> <table border="1"> <tr> <td>知事部局</td> <td>181機関</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>100機関</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>58機関</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14機関</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>353機関</td> </tr> </table>	知事部局	181機関	教育委員会	100機関	警察本部	58機関	その他	14機関	計	353機関	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可事務を所管する部門においては、常に法令を遵守するという規範意識を持って仕事に臨む体制を整備されたい。 ・人を評価するのは難しいが適正な人事評価が必要であるので、評価される職員が納得、理解できる透明性のある制度の構築に努められたい。
知事部局	181機関										
教育委員会	100機関										
警察本部	58機関										
その他	14機関										
計	353機関										
<p>第2 監査結果</p> <p>1 定期監査における要望、質疑等 主な要望、質疑等は次のとおり。</p> <p>(1) 県財政について</p> <p>ア 県財政について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革アクションプラン実施期間は平成24年度で終了するが、今後の県財政の見通しについて十分な説明責任を果たされたい。 ・歳出削減対策に努められているが、それに加え歳入確保対策も必要であるので、さらなる歳入確保に努められたい。 ・「予算の使い切り」意識は払拭されていると思うが、その意識を風化させないためにも、今後も繰り返し周知徹底を図られたい。 	<p>イ 行財政改革について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多額の不用額を生じた事業の内容及びその理由について ・経費削減対策の取組内容と効果について 										
<p>(2) 行財政改革について</p> <p>ア 行財政改革について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部門など事務が多岐にわたり、県民生活に直結する部門への必要な人員の確保に努められたい。 ・教職員の不足を常勤講師で補う状況が続くことは好ましくないので、教職員数の確保に努められたい。 ・指定管理者制度を導入している施設の運営にあたっては、県から明確な方針を示すとともに、日頃から運営状況を確認するなど適切に監督されたい。 	<p>イ 県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、消防団員は地域で大きな役割を果たすことが期待されているので、防災訓練の内容を十分伝達するなど、消防団としての役割の周知徹底を図られたい。 ・清流の国さる森林・環境税が導入されたが、県民に向けてその用途について十分にPRし、理解を深めていくよう努められたい。 ・農業協同組合の不祥事が後を絶たないので、不祥事根絶に向けた指導・監督を行うとともに、検査手法の確立と検査員のスキルアップを図られたい。 ・契約の透明性、公平性を確保するため、適正な競争入札を実施するとともに、随意契約をする場合は明確な理由を示すなど適切に対応されたい。 ・工事請負及び委託業務の契約において契約変更が複数回に及んでいるものがあるため、事前に十分な調査等を行い、やむを得ない場合を除き変更回数を減らすように努められたい。 										
<p>(3) 事務事業について</p> <p>ア 県が実施する各種事務事業について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査の指摘及び意見に対するフォローアップの状況について ・各種計画等に係る数値目標の設定及び達成状況の検証について 	<p>イ 県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査の指摘及び意見に対するフォローアップの状況について ・各種計画等に係る数値目標の設定及び達成状況の検証について 										

・南飛騨健康増進センターの今後のあり方について
・指名競争入札における入札辞退及び不着の理由について
・特別支援学校の就職率及び職域拡大について
・人材育成事業の効果、成果について
・所管事業の効果、成果について

(4) 県が交付する補助金について

ア 県が交付する補助金について、意見を述べ、要望を行った。

・市町村自主運行バスへの補助については、現在は県民の意思に沿った事業と判断するが、今後の人口減少を踏まえ、公共交通のあり方を検討されたい。
・地域移行支援事業等、補助金の中には、補助の対象が細かく理解しにくいものも見受けられることから、補助金全体のイメージを分かりやすくするなど工夫されたい。
・国の補助事業が終期を迎えるふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特別基金による事業については、その効果や必要性など十分な検討を行い、事業の継続の要否を判断されたい。
・補助事業の完了検査について、補助金の使途が制度の趣旨に沿って適正であるかを確認し、適切な指導に努められたい。

イ 県が交付する補助金について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

・補助金返還事業の再発防止に向けた対策について
・岐阜県基幹企業立地促進事業補助金をはじめとする補助金の効果について
・第3セクター鉄道が廃止された場合の県への影響について
・住宅の耐震化率が伸び悩んでいる原因について

(5) 債権の保全・管理事務について

ア 県が保有する債権の保全・管理事務について、意見を述べ、要望を行った。

・収入未済となっている道路・河川占用料について、適正な債権の管理、回収

に努められたい。

- ・不正受給が原因の生活保護費返還金が収入未済となっているが、不正受給としないよう事前事後の十分な調査に努められたい。
- ・奨学金等の債権回収に当たっては、債務承認をとるなど債務管理の上で時効中断の方法を工夫し、時効により債権を消滅させないよう努められたい。

イ 県が保有する債権の保全・管理事務について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

・未収債権対策について、経済性と公平性のバランスを取って早めに対応すること、県全体としての方針を決め対応することを要望していたが、その進展状況について
・高度化資金貸付等貸付金の回収状況及び回収できていない場合の対応について
・県営住宅使用料の債権回収を業務委託によりサービサーに請け負わせた効果について

(6) 財産の管理・活用状況等について

ア 県が保有する財産の管理・活用状況等について、意見を述べ、要望を行った。

・未利用財産（土地）や株式については、タイミンクを考慮しながら、それぞれの事情に合わせて売却するなどスピーディーな対応を図られたい。
・県立学校施設の耐震化は完了したが、市町村の学校施設についても耐震化が遅れている場合は速やかに取り組むよう国及び市町村に対して要望されたい。
・取得後15年以上経過した公用車や備品を使用している機関が見受けられるが、劣化による事故の発生、修繕費の増加などが懸念されるので、適時の更新について検討されたい。

イ 県が保有する財産の管理・活用状況等について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

・県有建築物の耐震性、耐震化の状況について
・ネーミングライツの導入を検討している施設について

・未来会館、岐阜産業会館の今後の活用計画について

(7) 外郭団体について

ア 県が出資出捐する外郭団体について、意見を述べ、要望を行った。

・岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社は多額の債務を負っているが、その返済期間は長期にわたっており公社の財政が破綻した場合には県がその債務を負うこととなるため、公社の経営改革を行うなど適切に対応されたい。
 ・岐阜県住宅供給公社の経営について、県と公社のそれぞれの立場で問題を検証・整理し、組織体質の改善に努め、問題解決への判断・対応はスピード感を持って行われたい。

イ 県が出資出捐する外郭団体について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・岐阜県農畜産公社に対する短期貸付金の見直し状況について
- ・岐阜県道路公社の解散に至った経緯と出資金の回収見込みについて
- ・岐阜県建設研究センターの公益財団法人化に向けた県の対応について

(8) 公務中における職員の交通事故について

職員の交通事故について意見を述べ、要望を行った。

・公務中の警察本部職員の交通事故の中には、運転者として基本的注意を怠るものも散見される。警らなど車を用いる業務が多い上、県民からは交通の指導者と見られているので、職員の交通事故防止について、今後一層の工夫と徹底を図られたい。

<職員の交通事故に係る平成24年度監査結果>
 県に損害を与えたもので示談が成立したものの46件（うち警察本部30件）が指導事項の対象となっており、このうち県の過失割合が50%を超えるものが39件で、うち100%のものが32件であった。

これらの事故において、損害賠償金 80,551,476円（うち警察本部79,396,765円）、修繕料 1,790,877円（うち警察本部759,156円）及び工事請負費73,500円が支払われていたほか、県有自動車1台が使用不能となっていた。
 損害賠償金は相手方損害金に県過失割合を乗じた額、修繕料は県が修繕に要した額から相手方負担分を除いた額を示す。

2 監査実施機関数及び監査結果（指摘事項等）件数

	監査実施機関数（機関）			監査結果件数（件）		
	指摘あり	指導あり	本課検討あり	指摘事項	指導事項	本課検討
知事直轄	8	0	0	0	0	0
総務部	15	3	2	0	6	3
総合企画部	6	1	0	0	1	0
環境生活部	9	1	2	0	3	2
健康福祉部	36	9	11	0	29	19
商工労働部	20	5	3	0	12	7
農政部	29	3	7	0	15	12
林政部	6	1	1	0	4	2
県土整備部	22	2	8	0	21	18
都市建設部	15	0	2	0	2	2
ぎふ清流国体推進局	7	1	1	0	2	1
振興局	8	0	5	0	7	7
教育委員会	100	22	17	0	56	32
警察本部	58	1	19	1	23	21
その他	14	2	1	0	3	1
合計	353	51	79	1	184	127

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
 - ・本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。

3 監査結果の分野別件数

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	主な監査結果
収入関係	10	19	会計年度区分、収入科目が誤っていたもの 5件 調定が遅れていたもの 5件
支出関係	35	15	支出額が誤っていたもの 30件 検査が不適正なもの 5件
契約関係	2	25	建設工事に係る入札・契約情報の公表に不備があるもの 13件 契約書（請書）が不適正なもの 7件
財産関係	0	13	財産及び物品の処分が不適正なもの 5件 財産及び物品の管理事務が不適正なもの 4件
経済性等	0	1	無駄な支出があったもの 1件
その他	9	54	職員の交通事故で県に損害を与えたもの 34件 手当等の支給事務に誤りがあったもの 14件
合計	56	127	

(注) 監査結果が複数の区分に関係する場合は、主な内容が属する区分で計上。

4 重点監査項目

特に重点的に調査点検すべき項目として3項目を設定し、該当機関において監査を行った。

監査の観点及び主な監査結果は次のとおり。

(単位：機関、件)

重点監査項目	実施機関数	指摘事項	指導事項
緊急雇用事業等に係る執行状況の検証	162	6	3
債権の保全・管理事務の検証	64	1	5
物品の管理・活用状況等の検証	331	0	13

(注) 実施機関数並びに指摘事項及び指導事項の件数は、「2 監査実施機関数及び監査結果(指摘事項等)件数」中の監査実施機関数及び監査結果件数の内数。

(1) 緊急雇用事業等に係る執行状況の検証

ア 監査の観点

前年度までの県委託事業において、事業者の雇用管理が不十分であったこと等に起因した不正事案が発生していること、前年度の定期監査において、国の要綱等に定める雇用期間を超えて職員を雇用していた事案が認められたこと等を踏まえ、緊急雇用事業等(基金事業)の執行状況について検証した。

イ 主な監査結果

・県委託事業において、新規雇用者等に係る人件費の算定を誤ったまま精算額を確定したことにより、委託料が過払いとなっているものがあつた。

・県直接実施事業において、国の要綱等に定める雇用期間の上限である6か月を超えて職員を雇用し、賃金を支出しているものがあつた。

(2) 債権の保全・管理事務の検証

ア 監査の観点

依然として多額の収入未済金額が発生している状況のなか、前年度の定期監査において、延滞金の調定が遅延しているものが複数見受けられたほか、債権の消滅に伴う不納欠損処理がされていないもの等が認められたことを踏まえ、債権の保全・管理事務について検証した。

イ 主な監査結果

・使用料、負担金等の納入遅延に対し、督促状による督促手続を行っていないもの、延滞金の徴収手続を行っていないもの、延滞金の算定方法を誤り、徴収金額が過大又は過小となっているものがあつた。

・負担金に係る未納者の滞納状況、高等学校授業料に係る延滞金の状況を記録管理する帳簿類が未作成のものがあつた。

(3) 物品の管理・活用状況等の検証

ア 監査の観点

前年度の定期監査において、毎年度実施すべき物品の現物実査が行われていないもの、物品の亡失事案が複数の機関で見受けられたこと等を踏まえ、物品の管理・活用状況等について検証した。

イ 主な監査結果

- ・物品の管理事務において、取得時に物品登録等の手続を行わないまま貸付を行っているものがあった。
- また、現物実査において、物品一覧表の記録と不突合が生じていたにもかかわらず、不突合なしとして所属長に報告しているもの、実査が完了していないにもかかわらず、完了したものととして所属長に報告しているものがあった。
- ・物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄、売却を行っているもの、廃棄の経緯等が確認できないまま廃棄したものととして物品一覧表から除却を行っているものがあった。

岐阜県森林管理課長 藤川 卯

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき行政監査（テープ監査）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年二月二十八日

岐阜県森林管理課	小	三	岡	穂
岐阜県森林管理課	森	田	谷	呂
岐阜県森林管理課	豊	郷	橋	下
岐阜県森林管理課	田	井	岡	手
岐阜県森林管理課	織		田	原

- 行政監査を実施したテーマ
岐阜県森林・林業対策事業補助金（岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金）の履行確認について

【事業の概要】

森林の保全を図るため間伐を進める必要があることから、既存情報を活用した

森林所有者の特定を行うなどの境界明確化に向けた事前調査、森林所有者の同意を得るとともに、立会等による境界確認、境界測量による事業実施区域及び面積の確定作業、測量結果を図面に表示するとともに森林基本図や森林GIS等に反映させるなど間伐の実施に向けた成果の整理を実施した経費について、森林組合等に補助するものである。

2 選定理由

平成23年度の財政的援助団体等監査（補助金等交付団体）において、補助金の交付を受けた団体から提出された実績報告書に添付されていた「森林境界明確化土地確認書」の面積が実面積（測量結果を示した座標面積一覧表）と異なっていた事案が見受けられた。

本件事業は事業を実施した面積に基づき補助金額を算定するものであり、事業実施面積の確認は補助金の執行上重要である。面積の確認が適正に行われていない場合には補助事業全体の信頼性に関わることから、今回、当該事業の履行確認が適正に行われているかについて検証するため、本事業を選定した。

3 監査対象機関

林政部森林整備課、岐阜県農林事務所、西濃農林事務所、揖斐農林事務所、中濃農林事務所、郡上農林事務所、可茂農林事務所、東濃農林事務所、恵那農林事務所、下呂農林事務所、飛騨農林事務所
計11機関

4 監査対象年度

平成22年及び平成23年度を対象に監査を実施した。

5 監査実施期間

- 予備監査 平成24年10月から平成25年1月まで
- 本監査 平成25年1月28日（月）

6 実施方法

平成22年度及び23年度に実施された岐阜県森林・林業対策事業補助金（岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金）について確認したところ、岐阜県農林事務所ほか6農

林事務所で事業を実施していたが、西濃、郡上、東濃の3農林事務所では事業を実施した実績がなかった。

7 監査の着眼点

- (1) 実績報告において適正に事業が確認されているか。
- (2) 実績報告書の証拠書類が事実を確認するに足る書類となっているか。

8 監査の結果

- (1) 実績報告において適正に事業が確認されているか。

本件事業を実施するにあたっては、国が作成した森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱や県が定めた岐阜県補助金等交付規則、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱等に基づき補助金を支出している。

実績報告書及びそれに添付する書類の様式については、岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金事業実施要領（以下「要領」という。）により定められており、事業を実施した面積及び事業に要した費用について、その面積の内訳及び事業に要した経費に関する書類を実績報告書に添付して提出することとされている。

そのため、添付書類に基づき、事業実施面積について確認することができるはずであるが、書類を確認したところ、実績報告書における事業実施面積と添付書類における事業実施面積が一致していないもの、そもそも実績報告書の中で事業実施面積が一致していないものが確認された。なかには、計画書の面積をそのまま転記するなど、一見すれば明らかに誤りと思われるものについても、そのまま履行確認が行われ、問題なしとして処理されていたものもあった。

一方、補助対象経費の確認については、補助対象者が支出した証拠書類（領収書等）により確認しており特に間違いは見られなかったことから、補助金額に影響はなかった。

これらの確認状況から、農林事務所における実績報告書の確認では補助対象経費の確認に置きが置かれており、補助金額には影響がなかったものの、森林境界を明確にするために実施した境界測量に基づく事業実施面積の確認が十分行われてい

なかった。

また、実績報告書は、その写しの一部が所管課である林政部森林整備課に提出されていたが、これは森林整備課が県全体の事業実施状況を把握するため、各農林事務所に提出を求めているものであった。森林整備課は提出された書類について、その内容の正確性を確認しておらず、前述の事業実施面積の記載誤りを看過していた。森林整備課においても事業実施状況の正確な把握に努めるとともに、各農林事務所に対し実績報告書の記載内容の確認を徹底するよう指導すべきである。

(参考) 岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金の額

(単位：円)

年度	補助対象事業者数	事業費	補助金額
平成22年度	9団体	69,012,227	68,647,350
平成23年度	5団体	89,156,002	87,821,550

【監査結果】

[揖斐農林事務所、中濃農林事務所及び飛騨農林事務所]

実績報告書において、事業実施面積の数値が報告書の書類間で整合していないかった事業があったので、補助金の履行確認において事業実施面積の確認を徹底されたい。

[林政部森林整備課]

各農林事務所に適正な履行確認を行うよう指導されたい。

- (2) 実績報告書の証拠書類が事実を確認するに足る書類となっているか。

実績報告書には、所有者による区分（私有林、会社有林、共有林等）や森林種別による区分（人工林、天然林等）により集計した数値が記載されており、その内訳となる「森林境界明確化土地確認書」及び「森林境界不明土地一覧」が添付されていたが、添付書類にこれらの区分が明確に記載されていないため、実績報告書の面積が正しいかどうか確認できない状況であった。

また、事業実施者が提出した書類の数値が誤っていたものの、空欄のまま提出されていたもの、要領で求めている様式とは異なる様式が事業者から提出されてい

のなど、関係書類に不備があったにもかかわらず精査されていない状況であった。

【監査結果】

〔林政部森林整備課〕

実績報告書に添付する資料について、現在の様式では報告書に記載されている事業実施面積の区分について確認が困難であることから、例えば「森林境界明確化土地確認書」に所有者及び森林種別区分を追加して区分ごとの小計及び合計を記載するなど、農林事務所において履行確認がしやすい様式に見直すよう検討されたい。

岐阜県森林整備課長 兼 田中

岐阜県公報法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百九十九条第二項の規定に基づき行政機関（事務事業機関）の経費に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年二月二十八日

岐阜県森林整備課	小	三	田	穂
岐阜県森林整備課	森	田	田	穂
岐阜県森林整備課	環	郷	田	穂
岐阜県森林整備課	環	井	田	穂
岐阜県森林整備課	環	井	田	穂

- 1 行政監査を実施した事務事業
乗用自動車管理特別会計について

【事業の概要】

県庁舎における公用車の集中管理を図るため、岐阜県特別会計設置条例に基づき設置された「乗用自動車管理特別会計」（以下「特別会計」という。）において、専ら自動車運転士が運転する公用車9台（乗用車6台、マイクロバス1台、ワンボックス1台、小型貨物自動車1台。以下「集中管理専任車」という。）及び職員が自ら運転する公用車3台（乗用車。以下「集中管理共用車」という。）に係る維持管

理経費並びに管財課（本務）の自動車運転士6名及び管財課職員（事務）1名の人員費を経理している。

- 2 選定理由

集中管理専任車を利用した場合には、岐阜県乗用自動車集中管理規程第9条により、使用料として管財課に経費を支払うことになっているが、平成23年度決算によれば、歳入決算額の約8割が一般会計からの繰入金であり、使用料収入が歳入額の約1割にすぎないことから、特別会計で区分経理する必要性があるか、あわせて特別会計で経理する公用車の運用を見直す必要がないかについて検証を行うため選定した。

- 3 監査対象機関
総務部管財課

- 4 監査対象年度

主に平成23年度を対象に監査を実施し、経年比較をするため収支及び稼働率等については平成21年度及び22年度についても対象とした。

- 5 監査実施期間

- (1) 予備監査 平成24年10月から平成24年12月まで
- (2) 本監査 平成25年1月28日（月）

- 6 実施方法

総務部管財課に対して、実地調査及びヒアリングを行い、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

- 7 監査の着眼点

- (1) 特別会計で区分経理する必要性があるか。
- (2) 特別会計で経理する公用車の運用を見直す必要があるか。

- 8 監査の結果

- (1) 特別会計で経理する必要性があるか。

平成23年度決算によれば、歳入合計額のうち約8割が一般会計からの繰入金であり、公用車の使用料収入は歳入の約1割にすぎない。使用料収入だけでは自動車運転士の人件費を賄えず、人件費の約9割が一般会計からの繰入金によって賄われている。歳出については、歳出合計額のうち9割以上を人件費が占めており、車両の維持管理に係る経費は全体のうちわずかであった。歳入歳出ともに、ここ数年同じ状況が続いている。このような一般会計からの繰入金が入金の大部分を占める状態は、他の特別会計には見られない。

平成24年10月末からは、集中管理共用車3台が導入されたが、使用料は原則として徴収しておらず、特別会計の収入増にはつながっていない。また現時点では、集中管理専任車の使用料を値上げする予定もないとのことであった。これらのことから、今後公用車の利用料収入が著しく増加し、一般会計からの繰入金が大きく減少する可能性は低いと見込まれる。

管財課で集中管理する公用車については、特別会計において経理されているが、その他に県庁各課に配属されている公用車及び現地機関に配属されている公用車の維持管理経費及び自動車運転士の人件費等については一般会計で経理されている。なお、管財課で集中管理する公用車に係る経費のみ特別会計で経理することとした経緯について聞き取りを行ったが、明確な回答がなかった。

また、現在も特別会計を維持している理由について聞き取りを行ったところ、公用車の集中管理に係る経費を区分するため特別会計としているとのことであったが、一般会計で経理することとしても公用車の集中管理に係る経費について区分することが可能であると考えられる。

むしろ一般会計で経理することにより、特別会計として予算管理や決算管理を行う必要がなくなるため、事務の効率化が見込まれる。

(参考) 平成23年度 岐阜県乗用自動車管理特別会計決算額

(単位：円)

項	収入額	細事業	支出額
使用料	6,094,750	一般職給与費	53,175,108
繰入金	50,921,000	運営費	2,320,921
繰越金	1,501,200	継続車両費	385,480

歳入合計	58,516,950	歳出合計	55,881,509
------	------------	------	------------

【監査結果】

特別会計の歳入の約8割が一般会計からの繰入金であり、使用料収入だけでは自動車運転士の人件費を賄えていない現状に鑑みれば、特別会計で経理しなければならぬ必然性がないと考えられること、一般会計にすることにより、特別会計として予算管理や決算管理を行う必要がなくなり事務の効率化が見込まれることから、特別会計の廃止について検討されたい。

(2) 特別会計で経理する公用車の運用を見直す必要がないか。

集中管理専任車の稼働率は、平成21年度が49.9%、平成22年度が47.4%、平成23年度が49.8%で、この3年間は同程度で推移している。自動車運転士は現在、新規採用を行っておらず、今後も補充される見込みが低いため、平成24年度時点で全県下に19人いる自動車運転士が、定年退職による減少に伴い、平成27年度には9人、平成37年度には0人になる見込みとなっている。こうしたことから、集中管理専任車の稼働率向上について取り組みを行うとともに、集中管理専任車の運用のあり方を今後どういった形にしていかにについて検討を行う必要がある。

一方、特別会計には集中管理共用車3台も含まれているが、これは公用車不足により、県庁各課の職員が自家用車による出張を余儀なくされている現状の改善を目的として、試験的に導入されたものである。特別会計で経理することとしたのは、集中管理する公用車であるからであり、集中管理専任車の代替手段としてではないとのことであった。

これら3台の集中管理共用車が導入された24年10月から25年1月までの3か月の平均利用率は64.5%であったが、県庁各課の職員の自家用車による出張件数は1日約70件(管財課調査による)であり、現在の集中管理共用車の台数では潜在的な需要を満たしているとは言いがたい。県庁各課の職員が出張で自家用車を利用する機会を減らすためには、集中管理共用車の拡充を図るとともに、県庁各課で管理し専用している公用車計35台(特殊車両含む)のシェアリングなど新たな公用車の運用の仕組みを導入し、職員が共用できる公用車を増やすよう検討する必要がある。

【監査結果】

特別会計の廃止の検討にあわせて、今後自動車運転士が補充される見込みが低いこと、集中管理専任車の稼働率が5割を切っていることから、公用車運転業務の外部委託やハイヤーの借り上げなど、集中管理専任車の運用形態の見直しについて検討されたい。

一方で、職員の出張による公用車利用は、潜在的な需要があると思込まれることから、集中管理共用車の拡充を図るとともに、県庁各課で管理する公用車のシェアリングを導入するなど、公用車の運用について新たな仕組みを検討されたい。

岐阜県総務課長 藤田 伸

岐阜県法 (昭和三十二年十月七日) 第五百九十九号 岐阜県庁の設置及びその事務
 十五年一月十五日から同年一月二十八日までに行われた財政部監査院事務所の監査に
 關する報告を決定したのと、同報告の要旨を以下のとおり公表する。

平成二十五年二月二十八日

岐阜県総務課長 藤田 伸
 岐阜県総務課長 藤田 伸
 岐阜県総務課長 藤田 伸
 岐阜県総務課長 藤田 伸
 岐阜県総務課長 藤田 伸
 岐阜県総務課長 藤田 伸

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数		所管機関監査結果件数		本課検討事項
		指摘事項	指導事項	所管機関指摘事項	所管機関指導事項	
出資・出捐団体	23	24	7	17	0	0
補助金等交付団体	10	3	1	2	3	2
指定管理者	7	2	0	2	3	0
合計	40	29	8	21	6	5

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項

- ・所管機関指摘事項 指摘の対象が、所管機関である事項
- ・所管機関指導事項 指導の対象が、所管機関である事項
- ・本課検討事項 団体を所管する本課に対して、検討を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、18団体において、8件の指摘事項及び21件の指導事項が認められた。また、5所管機関において1件の指摘事項及び5件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (23団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	平成25年1月28日	財団法人岐阜県研究開発財団	平成25年1月28日
公益財団法人岐阜県国際交流センター	平成25年1月24日	財団法人岐阜県教育文化財団	平成25年1月21日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	平成25年1月24日	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	平成25年1月21日
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	平成25年1月16日	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成25年1月15日
公立大学法人岐阜県立看護大学	平成25年1月25日	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	平成25年1月28日
財団法人セラミックパーケ美濃	平成25年1月28日	財団法人ソントビマジヤパン	平成25年1月25日

社団法人岐阜県農畜産公社	平成25年1月28日	社団法人岐阜県畜産協会	平成25年1月28日
社団法人岐阜県森林公社	平成25年1月18日	財団法人岐阜県建設研究センター	平成25年1月22日
岐阜県土地開発公社	平成25年1月22日	財団法人花の都さふ花と緑の推進センター	平成25年1月17日
財団法人岐阜県浄水事業公社	平成25年1月18日	岐阜県住宅供給公社	平成25年1月22日
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	平成25年1月24日	公益財団法人岐阜県体育協会	平成25年1月28日
公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター	平成25年1月21日		

【監査の結果】

次のとおり指摘及び指導する事項があった。
ア 監査対象団体

団体名	区分	内 容
財団法人岐阜県教育文化財団	指導事項	平成23年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 正味財産増減計算書について、「がん征圧基金」を総額で表示せず、取崩し額（1,000,000円）から積立額（300,000円）を相殺した金額で計上していた。 2 満期保有目的の有価証券について、「財務諸表に対する注記」に「満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」が記載されていないかった。
	指導事項	月次決算において、計算書類及び月次事業報告書を作成し理事長へ提出すべきところ、提出されていなかったので、今後は適正に処理されたい。

社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導事項	平成22年度から、平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会が示した「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準注解」により会計処理を行っているにもかかわらず、会計処理規程では「公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に準拠して処理を行うこととしているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	指導事項	岐阜県総合医療センター本館屋上へリポート塗装修繕工事に係る契約及び検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 契約書が作成されていないかった。 2 検査調書を作成すべきところ、完成届の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名することで代えていた。
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	指導事項	医業未収金の徴収事務において、前年度指導したにもかかわらず、医業未収金取扱要領に基づき、納期限後50日以内に行うべき未納者に対する督促状の発行が遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	内科外来・がんサロン改修工事に係る契約事務において、変更契約に係る契約保証金について、契約変更時に免除要件の該当の有無を検討していないので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院院内保育事業運営費助成金の支出事務において、交付要綱では岐阜県立多治見病院保育施設運営協議会は、助成を

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	指導事項 岐阜県立下呂温泉病院新築移転工事の実施設計委託業務に係る契約事務において、当初の事前決裁後に履行期間が変更になったにもかかわらず、当該変更に係る事前決裁が行われないうまま契約が締結されていたので、今後は適正に処理されたい。	財団法人セラミックパーク美濃	指導事項 予約管理システム作成業務に係る契約事務において、随意契約事由に該当しないにもかかわらず、見直しによる随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	関名に誤りがあった。 岐阜県被災者支援活動助成資金の支出事務において、支出負担行為として整理する時期を交付決定のときとすべきところ、支出金調書兼支出伝票起案日としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項 岐阜県立下呂温泉病院規程集作成に係る支出事務において、事前決裁で履行期限を定めていなかったため、今後は適正に処理されたい。		指導事項 月次決算において、合計残高試算表、正味財産増減計算書及び貸借対照表を作成し、会長に提出すべきところ、合計残高試算表については提出されなかったため、今後は適正に処理されたい。	
公立大学法人岐阜県立看護大学	指導事項 図書館洋雑誌購入契約の検査事務において、検収報告書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	社団法人岐阜県畜産協会	指導事項 平成23年度の決算において、平成24年3月に取得した建物、建物附属設備及び備品を減価償却していなかったことにより建物1件4,974円、建物附属設備1件9,602円及び備品3件16,089円の減価償却費が過小に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	ラシユールメゾン岐阜入居者生活サービス委託業務契約の検査事務において、業務完了時における検査が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項 構内警備業務委託に係る契約事務において、契約金額の支払いについて、契約書では分割払の規定がないにもかかわらず、契約金額を月割りで支払っていたので、今後は適正に処理されたい。		指導事項 平成23年度の決算において、緊急時の部品交換用として取得した人退室管理システム保守部材について、使用開始前にもかかわらず減価償却が行われており、減価償却費が1,299,375円過大に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	指導事項 平成23年度の決算において、前年度指摘したにもかかわらず、次の不適正な事項が認められたので、内部牽制の強化を図るなど改善に向けた対策を講じられたい。 1 平成23年3月31日以前に取得していた有形固定資産1件について、平成22年度の減価償却費を誤ったまま期首残高を計上していたことにより、減価償却費が13,125円過大に計上されていた。 2 附属明細書について、特定資産の運用先金融機	財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	指導事項 前年度監査において、平成22年度に取得したソフトウェア1件787,500円について固定資産として計上し減価償却を行うよう指導したことに對し、是正する旨の報告をしているにもかかわらず、平成23年度においても引き続き是正されなかつたので、今後は適正に処理されたい。	法律相談委託契約に係る契約及び支出事務において、契約書に委託業務を完了した旨の書類の提出及
	指導事項 平成23年度の決算において、前年度指摘したにもかかわらず、次の不適正な事項が認められたので、内部牽制の強化を図るなど改善に向けた対策を講じられたい。		指導事項 前年度監査において、平成22年度に取得したソフトウェア1件787,500円について固定資産として計上し減価償却を行うよう指導したことに對し、是正する旨の報告をしているにもかかわらず、平成23年度においても引き続き是正されなかつたので、今後は適正に処理されたい。	
公益財団法人岐阜県暴力追放推	指導事項	指導事項	指導事項	指導事項

進センター	ひ検査に関する記載がなく、業務を完了した旨の書類を徴することなく委託料を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	平成22年10月公益財団法人に移行し、同年11月から平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会が示した「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準注解」により会計処理を行っているにもかかわらず、会計処理規程では「公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に準拠して処理を行うこととしているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

2 補助金等交付団体（10団体）

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
学校法人聖エリアの無原罪学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成25年1月28日
	岐阜県私立高等学校等就学支援補助金	
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
学校法人石井学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成25年1月28日
	岐阜県私立高等学校等就学支援補助金	
	岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金	
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
	岐阜県セーフティネット支援対策等事業費補助金	
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	岐阜県社会福祉協議会運営費等補助金	平成25年1月28日
	岐阜県地域支え合い体制づくり事業費補助金	
	岐阜県福祉コミュニティ構築推進事業費補助金	
	岐阜県セルブ支援センター事業補助金	

社会福祉法人同朋会	社会福祉施設経営指導費補助金	平成25年1月28日
	社会福祉施設等施設整備費補助金	
岐阜県ライフル射撃協会	障害者自立支援設備整備事業費補助金	平成25年1月28日
	岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金	
	国体特殊器具整備事業交付金	
	「ターゲットエイジ強化支援事業」交付金	
飛騨牛銘柄推進協議会	国体トッパースリート招聘事業交付金	平成25年1月28日
	ぎふ清流国体競技団体活動支援事業補助金	
	岐阜県保健体育等振興補助金	
岐阜県森林組合連合会	シユニアプロウツツ作戦事業交付金	平成25年1月28日
	岐阜県畜産振興事業補助金	
関ヶ原町	岐阜県森林・林業対策事業補助金	平成25年1月28日
	岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金	
揖斐川町	岐阜県市町村ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金	平成25年1月28日
	岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金	
土岐市	第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金	平成25年1月28日

【監査の結果】
次のおり指摘及び指導する事項があった。
ア 監査対象団体

団体名	区分	内容
学校法人聖マリアの無原罪学園	指導事項	岐阜県私立学校教育振興費補助金（聖マリア学院中学校）において、人件費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。
社会福祉法人同朋会	指導事項	岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金において、EPA介護福祉士候補者学習支援集合研修に参加した外国人介護福祉士候補者の旅費について、研修主催者側の負担となっているにもかかわらず実績報告書の旅費支出済額に計上していたことにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。
土岐市	指摘事項	第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金において、次の不適正な事項により、補助金133,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 ソフトテニス競技に係るプレハブ借上料において、補助対象面積を誤ったことにより、補助金117,000円が過大となっていた。 2 ウェイトリフティング競技に係る競技用具借上料の一部において、その他の経費として計上した経費を競技用具借上料にも重複して計上していたことにより、補助金16,000円が過大となっていた。

1 所管機関

機関名	実施団体名	区分	内容	容
人づくり文化課	学校法人聖マリアの無原罪学園	指導事項	学校法人聖マリアの無原罪学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、人件費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっており、費課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	
高齢福祉課	社会福祉法人同朋会	指導事項	社会福祉法人同朋会に対する岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金において、EPA介護福祉士候補者	

競技式典課	土岐市	指摘事項	内容
			学習支援集合研修に参加した外国人介護福祉士候補者の旅費について、研修主催者側の負担となっているにもかかわらず実績報告書の旅費支出済額に計上していたことにより補助対象経費が過大となっており、費課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
			土岐市に対する第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金において、次の不適正な事項により、補助金133,000円が過大交付となっており、費課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 ソフトテニス競技に係るプレハブ借上料において、補助対象面積を誤ったことにより、補助金117,000円が過大となっていた。 2 ウェイトリフティング競技に係る競技用具借上料の一部において、その他の経費として計上した経費を競技用具借上料にも重複して計上していたことにより、補助金16,000円が過大となっていた。

3 指定管理者（7団体）

実施団体名	施設名称	実施年月日
トータルメディア・中電興業ソリューションズグループ	岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）	平成25年1月16日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立ひまわりの丘第一学園	平成25年1月24日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立みどり荘	平成25年1月24日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立千草寮	平成25年1月24日
花フエスタ記念公園運営管理ク	花フエスタ記念公園	平成25年1月28日

ループ		
株式会社技研サービス	岐阜県長良川スポーツプラザ	平成25年1月28日
川辺町	岐阜県川辺漕艇場	平成25年1月17日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。
ア 監査対象団体

団 体 名	区 分	内 容
トータルメディア・中電興業サイエンスグループ運営グループ	指導事項	<p>事業実績報告書における収支決算書において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設維持管理費において、予算上計上されていたが実施されなかったエレベータの修繕に係る費用が計上されていた。 職員人件費において、人件費が実績額でなく予算額で計上されていた。また、通勤交通費、福利厚生費が正しく計上されていなかった。
川辺町	指導事項	<p>漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書及び岐阜県川辺漕艇場管理運営業務仕様書（以下「協定書等」という。）に基づいて事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、協定書等を遵守するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用承認通知書交付事務において、利用開始後に利用申込書へ承認済の印を押印し利用承認通知書として交付しているものがあった。 利用料金の収納事務において、使用者は利用料金を前納することとなっているにもかかわらず、利用料金後納申請の手続がなされず、利用後に納入されているものがあった。 現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払込むべきところ、遅延しているものがあった。 施設管理業務において、業務の一部を第三者に

委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請を行い承認を得るべきところ、これを得ていなかった。

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
研究開発課 スポーツ健康課	トータルメディア・中電興業サイエンスグループ	指導事項	<p>トータルメディア・中電興業サイエンスグループ運営グループから提出された実績報告書における収支決算書において、次の不適正な事項が認められ、貴課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設維持管理費において、予算計上されていたが実施されなかったエレベータの修繕に係る費用が計上されていた。 職員人件費において、人件費が実績額でなく予算額で計上されていた。また、通勤交通費、福利厚生費が正しく計上されていなかった。
		指導事項	<p>岐阜県先端科学技術体験センター管理運営に係る協定の締結において、指定管理者の指定に係る暴力団排除に関する措置要綱に基づき、当該指定管理者が暴排措置対象法人等に該当した場合には指定を取消す旨の規定が定められていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	川辺町	指導事項	<p>漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書及び岐阜県川辺漕艇場管理運営業務仕様書に基づいて事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正な事務処理が行われるよう当該指定管理者に対する指導強化を図られたい。</p>

		<p>1 利用承認通知書交付事務において、利用開始後に利用申込書へ承認済の印を押し利用承認通知書として交付しているものがあつた。</p> <p>2 利用料金の収納事務において、使用者は利用料金を前納することとなつているにもかかわらず、利用料金後納申請の手続がなされないまま、利用後に納入されているものがあつた。</p> <p>3 現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払込むべきところ、遅延しているものがあつた。</p> <p>4 施設管理業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請を行い承認を得るべきところ、これを得ていなかった。</p>
--	--	---

岐阜県認知症福祉課長 第六郎

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十八日まで執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年二月二十八日

岐阜県認知症福祉課	小	回	櫻
岐阜県認知症福祉課	三	田	弘
岐阜県認知症福祉課	井	口	隆
岐阜県認知症福祉課	石	井	子
岐阜県認知症福祉課	井	直	真
岐阜県認知症福祉課	井	直	真

第1 平成24年度財政的援助団体等監査の概要

地方自治法第190条第7項の規定に基づき、県が資本金等を4分の1以上を出資等している団体（出資・出捐団体）^{ウヅタカ}の25団体、補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）の20団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）の9団体の合計54団体に対し監査を実施した。

監査対象団体等に対し、質疑を行い見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。

このうち、24団体において、10件の指摘事項及び25件の指導事項が認められた。さらに、9所管機関において、4件の指摘事項及び10件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

- 1 監査期間
平成24年9月25日から平成25年1月28日まで
- 2 監査実施団体数
出資・出捐団体 25団体
補助金等交付団体 20団体
指定管理者 9団体 計 54団体
- 3 監査対象年度
原則として、平成23年度を対象とした。

第2 監査結果

1 財政的援助団体等監査における要望、質疑等
主な要望、質疑等は次のとおり。

- (1) 出資・出捐団体
ア 団体に対して、意見を述べ、要望を行った。

・岐阜県市町村行政情報センターの内部留保資金について、出資者である市町村の負担軽減につながるよう、有効な活用方法を検討されたい。

・岐阜県立下呂温泉病院の事業運営について、地方独立行政法人として、今後地域医療のニーズに合った連携体制の推進など、基幹病院としての機能を十分に発揮して地域住民の健康の増進や安全・安心に寄与する病院運営に努められたい。

・岐阜県立看護大学の受験者確保について、大学案内に授業科目、取得可能な

資格等、大学の売りを全面に出した内容を掲載し、PRに努められたい。

- ・ソフトピアジャパンの研修事業について、研修計画の策定に当たっては、参加者のニーズをとらえ、スピード感を持って取り組まれたい。
- ・岐阜県畜産協会の会計事務の取扱について、事業運営者は、慣れによって仕事に疲れが生じないよう、会計責任者として職員に対し適切に指導されたい。
- ・岐阜県森林公社の事業運営について、現在の赤字基調は変わらず、今後も債務の増加が見込まれるため、団体存続の危機感を持って今後の事業に取り組みたい。
- ・岐阜県建設研究センターの事業運営について、毎年具体的な指標を作成し、公益財団法人としての特性を生かした事業展開を行うなど、持続可能な組織となるよう努められたい。
- ・岐阜県土地開発公社の保有する土地について、公正、合理的かつ最大の効果を上げるよう、県民が納得できる事業を検討されたい。

イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・財団における役員の体制について
- ・経営改善、体制整備等団体存続に向けた取組について
- ・公益財団法人移行後の課題について
- ・事務事業の事業効果について
- ・人材育成、人材確保について
- ・医師、看護師の確保について
- ・随意契約の理由及び指名競争入札における入札辞退の理由について
- ・一般競争入札における一斉応札について

(2) 補助金等交付団体

ア 団体及び団体に補助金等を交付する所管機関に対して、意見を述べ、要望を行った。

・学校法人に対する補助金について、補助事業の目的に見合った効果がどの程度達成されているか、経年比較を踏まえて検証されたい。

・緊急雇用対策について、岐阜県が実施する事業の効果として、県内在住者の雇用促進につながるよう十分に精査、検証されたい。

イ 所管機関に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・補助事業の必要性、実施状況について
- ・団体に対する指導、措置の状況について

(3) 指定管理者

ア 指定管理者に対して、意見を述べ、要望を行った。

・青少年育成、スポーツ振興に役立つ施設として持続できるように、運営面で一層の工夫をするなど事業運営に取り組みたい。

イ 指定管理者に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・運営収入確保に向けた施設の稼働率向上及び有効活用の取組について
- ・経費削減、収支の改善に向けた取組について

2 監査実施団体数及び監査結果件数

(単位：団体、件)

区分	監査実施団体数		団体監査結果件数		所管機関監査結果件数		本課検 討事項			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	所管機関指摘事項	所管機関指導事項				
出資・出 捐団体	25	7	11	26	8	18	2 () 2	0	0	
補助金等 交付団体	20	1	5	6	1	5	6	1	5	0
指定管理 者	9	1	2	3	1	2	6	1	5	0
合 計	54	9	18	35	10	25	14	4	10	0

(注) 1 監査結果の区分については、次のとおり。

・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項

- ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
 - ・所管機関指摘事項 指摘の対象が、所管機関である事項
 - ・所管機関指導事項 指導の対象が、所管機関である事項
 - ・本課検討事項 団体を所管する本課に対して、検討を求める事項
- 2 () 共管する2つの所管機関に同一の内容を指摘したもの。

3 団体を所管する部署別団体数 (件数) (単位：団体、件)

知 事 直 轄	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		計	
	指摘あり	指摘あり	指摘あり	指摘あり	指摘あり	指摘あり	指摘あり	指摘あり
総務部								
総合企画部	0(0)	0(0)			0(0)	1(1)	0(0)	1(1)
環境生活部	0(0)	()1(3)	0(0)	2(2)	1(1)	0(0)	1(1)	3(5)
健康福祉部	2(3)	()5(11)	0(0)	3(3)	0(0)	0(0)	2(3)	8(14)
商工労働部	()3(3)	1(1)	0(0)	0(0)			3(3)	1(1)
農政部	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)			0(0)	1(1)
林政部	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)			0(0)	1(1)
県土整備部	0(0)	1(1)					0(0)	1(1)
都市建設部	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)		1(1)	1(1)
さる清流団体推進局			1(1)	0(0)			1(1)	0(0)
振興局			0(0)	0(0)			0(0)	0(0)
教育委員会	()2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	2(2)	1(1)
警察本部	0(0)	1(2)					0(0)	1(2)
その他								
合 計	8(9)	12(21)	1(1)	5(5)	1(1)	2(2)	10(11)	19(28)

(注) 1 ()団体の所管機関が複数となる場合は、団体数及び件数をそれぞれの部署で重複して計上。

- 2 括弧内は監査結果件数を示す。
- 3 「J」... 監査を実施した団体がないもの。

4 監査結果の分野別件数 (単位：件)

分 野 名	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項
収入関係	1	0	0	0	0	0	1	0
支出関係	1	5	0	0	0	0	1	5
契約関係	3	2	0	0	0	0	3	2
財産関係	0	0	0	0	0	0	0	0
決算関係	2	11	0	0	0	0	2	11
その他	1	0	1	5	1	2	3	7
合 計	8	18	1	5	1	2	10	25

(注) 監査結果が複数の区分に関係する場合は、主要内容が属する区分で計上。

5 重点監査項目

特に重点的に調査点検すべき項目として4項目を設定し、該当団体において監査を行った。

監査の観点及び主な監査結果は次のとおり。

(単位：件)

区 分	重点監査項目	指摘事項	指導事項	所管機関指摘事項	所管機関指導事項	本課検討事項
共 通 事 項	(1) 物品の管理及び活用状況等の検証	0	0	0	0	0
出 資 ・ 出 捐 団 体	(2) 決算時における正確性の検証	2	11	0	0	0
補助金等交付団体	(3) 適正な申請・報告事務の検証	1	5	1	5	0
指 定 管 理 者	(4) 協定事項の遵守状況の検証	1	2	1	2	0
合 計		4	18	2	7	0

(注) 指摘事項、指導事項、所管機関指摘事項、所管機関指導事項及び本課検討事項の件数は、「2 監査実施団体数及び監査結果件数」中の監査結果件数の内数。

(1) 物品の管理及び活用状況等の検証 (共通項目)

ア 監査の観点

前年度の監査において、物品が十分活用されていない事例が見受けられたことを踏まえ、共通項目として、物品の管理及び活用状況等について検証した。

イ 主な監査結果

・特に指摘指導する事項はなかった。

(2) 決算時における正確性の検証 (出資・出捐団体)

ア 監査の観点

前年度の監査において、決算事務について不適正な事例が多く見受けられたことを踏まえ、決算手続の処理状況について検証した。

イ 主な監査結果

・財務諸表の作成において、減価償却が行われていないもの、減価償却の方法が誤っているものがあった。

・月次決算の手続において、適正な事務処理が行われていない団体があった。

(3) 適正な申請・報告事務の検証 (補助金等交付団体)

ア 監査の観点

前年度の監査において、補助対象経費の精査が十分行われていない事例が見受けられたことを踏まえ、補助対象経費の報告状況等について検証した。

イ 主な監査結果

・補助対象経費の算定を誤ったことにより、補助金を過大に受給している団体があった。

(4) 協定事項の遵守状況の検証 (指定管理者)

ア 監査の観点

前年度の監査において、協定事項に基づく履行が適正に行われていない事例が見受けられたことを踏まえ、協定事項の遵守状況について検証した。

イ 主な監査結果

・協定事項に基づく適正な事務処理が行われていない団体があった。

岐阜県認知症ケアセンター

〒471-1501 岐阜市上竹屋町25

平成25年1月2日に請求人から提出された本件請求は、同日付けで受け付けた。

平成25年1月2日

岐阜県認知症ケアセンター

〒471-1501 岐阜市上竹屋町25

平成25年1月2日

岐阜県認知症ケアセンター

〒471-1501 岐阜市上竹屋町25

第1 請求人の住所及び氏名

住所 岐阜市上竹屋町25

氏名 伊藤 靖

第2 請求の受付

平成25年1月2日に請求人から提出された本件請求は、同日付けで受け付けた。

第3 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成25年1月7日に受理を決定した。

第4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し法第242条第6項の規定に基づき、平成25年1月25日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、同月18日に請求人から欠席届があり陳述は行われなかったが、新たな証拠の提出があった。なお、新たな証拠の提出文書に補足説明が付記されていたが、請求事項の範囲を超えていたので請求の要旨として取り扱わなかった。

<新たな証拠>

- ・ 普通預金通帳の代表者名義変更に関する「変更届 (写)」
- ・ 平成24年9月18日に精算した「精算調査 (写)」及び「精算理由書 (写)」
- ・ 「岐阜県職員倫理憲章 人事課実行計画 (写)」

第5 請求の要旨

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに新たに提出された証拠から監査請求の要旨を次のように解した。

懲戒免職処分取消等請求控訴事件及び同請求上告受理事件の仮執行に係る準備金に関して、岐阜県は、平成23年12月15日付で当該事件の訴訟の相手方に当たる元知事公室次長の代理人弁護士から、岐阜県に対し仮執行をする意向はない旨などの回答書を受け取っており、あらかじめ資金前渡により賠償金を支出することは不要であることが確認されていた。

それにもかかわらず、平成23年度に資金前渡職員であった人事課の矢本哲也は、不要な前渡金733,542円の追加支出を請求 (平成24年1月4日に矢本哲也に対して同額を支出) し、受領、保管したため、その追加支出分を合わせた前渡金総額65,285,297円が平成24年4月6日に岐阜県へ戻入されるまでの間に、歳計現金として有利に運用されていたれば得られたはずの収益について岐阜県に損害を与えた。

平成24年度に資金前渡職員であった人事課の藤田春美は、漫然と多額の不要な前渡金68,227,529円の支出を請求 (平成24年4月2日に藤田春美に対して同額を支出) し、人事課長の矢本哲也が支出命令した当該前渡金を受領、保管したため、その前渡金が平成24年9月24日に岐阜県へ戻入されるまでの間に、歳計現金として有利に運用されなければ得られたはずの収益について岐阜県に損害を与えた。

よって、岐阜県が、これらの行為を行った平成23年度に資金前渡職員であり、かつ、平成24年度の支出命令を行った人事課職員の矢本哲也及び平成24年度に資金前渡職員であった人事課職員の藤田春美に対して、損害賠償請求をする措置を求める。

<事実を証する書面>

- ・ 平成23年12月27日に請求した前渡金に関する「前渡金調査 (写)」
- ・ 平成24年1月4日に支出した前渡金に関する「支出負担行為兼支出金調査 (写)」
- ・ 平成24年4月2日に請求した前渡金に関する「前渡金調査 (写)」
- ・ 平成24年4月2日に支出した前渡金に関する「支出負担行為兼支出金調査 (写)」
- ・ 当該事件の訴訟の相手方に当たる元知事公室次長の代理人弁護士から岐阜県代理人弁護士あての「回答書 (写)」
- ・ 平成24年4月6日に戻入した前渡金に関する「岐阜県 納入通知書兼領収証書 [戻入] (写)」 2通
- ・ 平成24年9月24日に戻入した前渡金に関する「岐阜県 納入通知書兼領収証書 [戻入] (写)」 1通

第6 監査の実施

- (1) 監査対象機関
岐阜県総務部人事課及び出納事務局出納管理課

(2) 監査対象事項

ア 懲戒免職処分取消等請求控訴事件及び同請求上告受理事件 (以下「当該事件」という。) に係る仮執行に対する準備金について、この支出に関する一連の財務会計行為に違法性又は不当性が認められるか否かについて
イ 当該事件に係る仮執行に対する準備金の支出に関する一連の財務会計行為の中で、平成23年度に資金前渡職員であり、かつ、平成24年度の支出命令を行った人事課職員の矢本哲也及び平成24年度に資金前渡職員であった人事課職員の藤田春美の賠償責任の存否について

第7 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 関係書類を調査するとともに、岐阜県総務部人事課及び出納事務局出納管理課の職員から事情聴取する方法により監査を実施した結果、次の各事実を確認した。

(1) 懲戒免職処分取消等請求事件の概要

元知事公室次長が、岐阜県に対し、岐阜県知事が平成18年9月28日付けで行った懲戒免職処分は、裁量権の逸脱又は濫用によるものであり違法であるとして、その取消を求めるとともに、違法な本件処分により給与、退職手当等の逸失利益、精神的苦痛等の損害をこうむったとして、国家賠償法第1条第1項に基づく賠償金及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。なお、裁判所の判決主文は次のとおりである。

ア 岐阜地方裁判所 平成21年(行ウ)第17号 懲戒免職処分取消等請求事件
平成23年2月24日判決主文

- 1 岐阜県知事が平成18年9月28日付けで原告に対してした懲戒免職処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、5884万4632円及びこれに対する平成22年1月23日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求は棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の、その余を被告の各負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

イ 名古屋高等裁判所 平成23年(行コ)第28号 懲戒免職処分取消等請求控訴事件(以下「名古屋高裁判決」という。)

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

ウ 最高裁判所 平成24年(行ヒ)第41号
平成24年9月13日上告不受理決定主文
本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

(2) 前渡金の支出及び戻入について

ア 平成23年度の前渡金の追加支出及び戻入
前渡金の追加支出

平成23年12月27日、既に支出された前渡金64,551,755円(賠償金58,844,632円及び平成22年1月23日から平成23年12月31日まで年5パーセントの遅延損害金5,707,123円)に加えて、当該賠償金に対する平成24年1月1日から平成24年3月31日まで年5パーセントの遅延損害金733,542円を資金前渡の方法により支出するための事前決裁(会計管理者への事前合議を含む。)が行われ、同日、当該事前決裁により資金前渡職員に指定された矢本哲也は、前渡金調書により人事課長に請求した。(岐阜県会計規則(昭和32年3月28日規則第19号。以下「会計規則」という。)第9条、第11条、第44条の2及び第45条)

同日、この請求を受けた人事課長は、支出負担行為兼支出金調書により支出命令を発し、平成24年1月4日に同額を資金前渡職員の矢本哲也に追加支出した。(会計規則第10条、第12条及び第38条)

前渡金の保管

前渡金は十六銀行の決済専用型普通預金の口座により保管されており(会計規則第46条)、請求人が主張する歳計現金として有利に運用されていれば得られたはずの収益相当額は発生していなかった。

前渡金の戻入

平成24年3月30日、資金前渡職員の矢本哲也は、精算調書を人事課長を経て会計管理者へ提出した。(会計規則第48条)

平成24年4月4日、人事課長は、既に支出された前渡金64,551,755円及び追加支出した前渡金733,542円をそれぞれ戻入金調書により戻入することを決定し、同日に戻入命令を発するとともに、同月6日に返納義務者の矢本哲也に対し戻入に係る納入通知書を発した。(会計規則第52条)

同日、返納義務者の矢本哲也は当該前渡金を戻入した。

イ 平成24年度の前渡金の支出及び戻入について

前渡金の支出

平成24年3月23日、賠償金58,844,632円及びこれに対する平成22年1月23日から平成25年3月31日まで年5パーセントの遅延損害金9,382,897円の総額68,227,529円を資金前渡の方法により支出するための事前決裁（会計管理者への事前合議を含む。）が行われ、平成24年4月2日、当該事前決裁により資金前渡職員に指定された藤田春美は、前渡金調書により人事課長の矢本哲也に請求した。（会計規則第9条、第11条、第44条の2及び第45条）

同日、この請求を受けた人事課長の矢本哲也は、支出負担行為兼支出金調書により支出命令を発し、同日に同額を資金前渡職員の藤田春美に支出した。（会計規則第10条、第12条及び第38条）

前渡金の保管

前渡金は十六銀行の決済専用型普通預金の口座により保管されており（会計規則第46条）、請求人が主張する歳計現金として有利に運用されていれば得られたはずの収益相当額は発生していなかった。

前渡金の戻入

平成24年9月18日、資金前渡職員の藤田春美は、精算調書を人事課長の矢本哲也を経て会計管理者へ提出した。（会計規則第48条）

平成24年9月20日、人事課長の矢本哲也は、前渡金68,227,529円を戻入金調書により戻入することを決定し、同日に戻入命令を発するとともに、同月24日に返納義務者の藤田春美に対し戻入に係る納入通知書を発した。（会計規則第52条）

同日、返納義務者の藤田春美は当該前渡金を戻入した。

(3) 総務部人事課の説明

ア 平成23年12月15日付けで当該事件の訴訟の相手方に当たる元知事公室次長の代理人弁護士から、岐阜県に対し仮執行をする意向はない旨などの回答書を受け取っているにもかかわらず、当該事件に係る仮執行に対する準備金の支出について、資金前渡の方法を採った理由

人事課は、仮執行宣言が付された判決の執行力は当該回答にかかわらず維持されているため、元知事公室次長は引き続き強制執行を申し立て得ること、当該文書が、強制執行停止文書として民事執行法第39条第1項第8号に規定されて

いる「債権者が、債務名義の成立後に（中略）弁済の猶子を承諾した旨を記載した文書」に該当するか否か判断とせず、仮に該当するとしても、債権差押命令は、債権の保全の必要性から秘密裏に行われ、債権差押命令の送達も第三債務者への送達が債務者への送達に先立ってなされるのが通常であるし、債権差押命令の申立て前に当該文書を提出することで強制執行を停止することも認められていない（東京高裁平成20年10月1日決定）以上、岐阜県（以下「県」という。）が強制執行の開始を認識し、当該文書を提出し、強制執行が停止されるまでの間は支払いができない（県からの支出が全て滞ってしまう）等の支障を来すこと、そもそも仮執行宣言は訴状において元知事公室次長が請求したものであり、これを行う意向がないとの回答の意図を計りかねること、等を勘案し、万が一にも元知事公室次長が翻意して強制執行の申立てをした場合に、これに伴い県に支障が生ずることのないようにするため資金前渡の方法を採った、としている。

イ 資金前渡職員による前渡金の保管方法について

前渡金の保管については、会計規則第46条の規定に基づき、確実な金融機関に預け入れて保管していた。平成17年4月1日以降、いわゆる「ペイオフ」が全面解禁され、普通預金が預金保険制度による全額保護の対象ではなくなったことを踏まえ、県の口座について金利は生じないがペイオフ全面解禁下においても全額保護される決済専用型預金口座に移行させるよう、出納事務局出納管理課長から通知（「出納員口座」「給与資金前渡職員口座」の管理等について、平成17年3月9日付け出第538号。以下「出納管理課通知」という。）されていることから、今般資金前渡職員が開設した口座についても、この通知による取扱いに準じて前渡金を保管した、としている。

(4) 出納事務局出納管理課の説明

平成23年12月27日及び平成24年3月23日の事前合議において、仮執行に対する準備金を資金前渡の方法により支出することについて問題ないと判断した理由

出納管理課は、仮執行に対する準備金について資金前渡の方法により支出を行うことは、県における支払いを滞りなく行うために必要であり、かつ、強制執行に依りて即時に財産を提供できることとするためには資金前渡の方法により資金前渡職員が現金の交付を受け、現金として保有するか、あるいは預金の形で保有すること

が必要であると判断したため、としている。

2 監査委員の判断

(1) 当該事件に係る仮執行に対する準備金について、この支出に関する一連の財務会計行為に違法性又は不当性が認められるか否かについて

当該事件に係る仮執行に対する準備金の支出に関する一連の財務会計行為については、上記第7の1の②のイ、イで確認したとおり、会計規則に則って適切に執行されており、また、当該準備金の支出について資金前渡の方法を採った理由についても上記第7の1の③のアで確認したとおり、合理的な理由があると考えられることから、違法性、不当性は認められないものと判断する。

また、当該前渡金の保管についても同様に、上記第7の1の③のイで確認したとおり、会計規則及び出納管理課通知に則って十六銀行の決済専用型普通預金の口座に保管しており、違法性、不当性は認められないものと判断する。

(2) 当該事件に係る仮執行に対する準備金の支出に関する一連の財務会計行為の中で、平成23年度に資金前渡職員であり、かつ、平成24年度の支出命令を行った人事課職員の矢本哲也及び平成24年度に資金前渡職員であった人事課職員の藤田春美の賠償責任の存否について

当該事件に係る仮執行に対する準備金の支出に関して、資金前渡職員及び支出命令を行った職員に対し、損害賠償請求をする措置を求める本件請求の場合においては、民法の特例規定である法第243条の2の職員の賠償責任の規定に該当するかについて検討する必要があるが、同条第1項前段では、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有財産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する財産を含む。）若しくは占有財産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」と、同項後段では、支出負担行為及び支出の命令等の「行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。」と規定している。

なお、法第243条の2の趣旨については、昭和61年2月27日の最高裁判所判例（昭和58年（行ツ）132）によれば、「同条1項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うに当たり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮（中略）したものであると解せられる。してみれば、法243条の2の規定は、同条1項所定の職員の行為に関する限りその損害賠償責任については民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲は専ら同条1、2項の規定によるもの（中略）と解するのが相当」とされている。

そこで、平成23年度に資金前渡職員であった矢本哲也及び平成24年度に資金前渡職員であった藤田春美の人事課職員2名の賠償責任の存否について検討するに、請求人の主張する歳計現金として有利に運用されれば得られたはずの収益との差額は、前渡金の受領、保管により発生するものであり、法第243条の2第1項前段に規定する現金の亡失又は損傷によるものではない。したがって、同項前段の要件を満たしておらず賠償責任はないものと判断する。

また、平成24年度に当該前渡金の支出を命令した人事課長の矢本哲也の賠償責任の存否について検討するに、当該職員の前渡金の支出命令は法令の規定に違反した事実は認められない。また、請求人が主張する歳計現金として有利に運用されれば得られたはずの収益との差額の発生について、支出を命令した職員に故意又は重大な過失による法令違反等の事実が認められない。したがって、法第243条の2第1項後段の要件を満たしておらず賠償責任はないものと判断する。

したがって、本件請求は理由がないので棄却する。

平成二十五年二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社